

平成 28 年 12 月 22 日

消費者委員会

委員長 河上 正二 殿



一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書（素案）」に対する意見

貴委員会・成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループの策定による平成 28 年 12 月 20 日付「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書（素案）」（以下、「報告書素案」という。）に対する当会の意見は、下記のとおりである。

記

1. 報告書素案第 1、5（同 5 ページ上段）記載の「本報告書では 18 歳から 22 歳を念頭に『若年成人』とし、『若年成人』の消費者被害の防止・救済の観点から望ましい対応策について以下述べる」との記述について

（意見）

- ▼ 従来の未成年者（18 歳～19 歳）に、20 歳～22 歳の者を加えた若年成人を保護する制度は、これまでの法制度にない新たな規制となることに加え、そもそも「新たに成年となる者の消費者被害の防止・救済のための対応策」についての求意見である今回の諮問（平成 28 年 9 月 1 日消政策第 431 号）を大きく逸脱するものであると思料する。したがって、20 歳～22 歳までの者は本報告書における法制度の対象から外すべきである。
- ▼ この度の成年年齢の引き下げは、選挙年齢の引き下げに伴って取引の場面など私法の領域においても自己の判断と責任において自立した活動をするができるよう、民法の成年年齢を 18 歳に引き下げるのが適当であり、経済活動の場面においても一人前の「大人」として処遇することで、若年者が将来の国づくりの中心であるとの国としての強い決意を示すことにつながり、若年者及

び社会にとって大きな活力をもたらすことが期待されるところの考えによるものであるところ（民法の成年年齢引き下げについての最終報告書）、従来の成年年齢の者についての規制は、こうした理念に反するものである。

そして、20歳～22歳までの者については、従来成人として親権者（法定代理人）の同意を要しないという意味で無条件の取引が許されていた者であり、新たにかかる保護制度を設けた場合、これらの者の自己決定権の制約となる可能性がある一方、これらの者と取引を行う事業者にとっては過剰な規制となる。

- ▼ 当業界のように健全な業界は規制をより慎重に守ろうとする傾向があるところ、20歳以上の者が自動車を現在のように自由に購入できなくなることは想像に難くない。就職等によって自立した社会生活を営んでいる者も多い20歳以上の者にとって、生活・就労の必需品である自動車の購入に制約がかかる事態に至ることは、親が遠方に居住している、親と疎遠である、現在の収入が余り多くない等の事情のある者にとってはまさに死活問題にもなりかねない。

報告書素案は、若年者イコール親の庇護のもとにいる学生等という前提で記述が進められているように見受けられるが、上述した通り、自立した社会人として生活を営む若年者も多数存在するのであり、バランスを欠いた議論である。

2. 報告書素案第2、1、(1)（同5ページ中段）記載の消費者契約法を改正し、

「ア. 契約の相手となる消費者の年齢や消費生活に関する知識・経験・能力に応じて、適切な形で情報を提供するとともに、当該消費者の需要や資力に適した商品・役務の提供に配慮するよう努める事業者の義務を定めること」として、事業者になされた努力義務を課すこと、ならびに「イ. 若年成人等の消費生活上特に配慮を要する消費者に対して、事業者が特にその配慮を要する事情につけ込んで締結した契約を取り消すことができる規定を設けること」との記述について

（意見）

- ▼ 上記提言が企図する効果は、既存制度の執行強化でも十分に対応可能である。事業者に対して新たに特別な義務を課すことなどは、消費者被害の実態をさらに十分に調査し、立法事実の存在について慎重に検討することが必要である（特に、報告書素案第1、2「若年者の消費者被害の動向」（同2ページ）における検討は、悪質な事業者による若年者の消費者被害のみを取り上げ、健全な事業

者の若年者との取引の実態に対する視点・検討が欠けており、本件立法事実の検討・検証として必ずしも十分なものとは認められ得ないものと思料する。))。

▼ 十分な調査なく一律に規制を課すことは、健全な業界に対しては過度な規制となつて経済活動の衰退につながり、真に救済が必要な遵法精神に欠ける業界に対しては規制の効果が期待されず、結局救済がなされないという悪循環を招くこととなる。

▼ 消費者被害を未然に防止するためには、学校等の教育機関における消費者教育を充実し、自己の判断と責任において自立した活動を行う自覚を抱かせるとともに、悪質業者の勧誘等を見抜ける知識・判断力を身につけさせることが最も効果的であり、それが新たな成人制度の本来の趣旨にも沿うものである。

3. 報告書素案第2、5（同13ページ中段）記載の「例えば、各業界の取引の特徴や実態等を考慮し、必要に応じて」、「収入の少ない若年成人との取引抑制または禁止」、「若年成人との契約時に親族等の立会いを求める」、「若年成人とみられる契約者の年齢・収入確認を徹底する」との記述について

（意見）

▼ 現行制度のもとにおいても、自動車販売業界は、他業界と比較して法令遵守が充実しており、また報告書素案が指摘するような消費者被害の事実が認められない。したがって、現行制度の執行充実・強化によれば足り、新たな自主規制の必要性は存しない。

なお、成年年齢引き下げにあたっては、18、19歳に対する親からの虐待・放置等からの救済もその必要性としてあげられていたが、親なしで自立した経済活動が行えないとなれば実質的な救済はなされないであろう。

4. 報告書素案第2、7「改正民法施行に関する配慮」（同15ページ中段）記載の「若年成人の消費者被害の予防・救済のためには、1. で指摘した制度整備が重要」との記述について

（意見）

▼ 若年成人を保護する制度としては、現行法制度との均衡に可及的な配慮が図られるべきであり、現行法の規制の範囲内にとどめられるべきものと解される

ことに加え、新たな成人制度のもとにおいて若年成人は成人であることから現行法の規制を上回る規制を創設することはもとより想定され得ないものである。よって、若年成人（特にそのうち新たに成人となる者以外の者（20歳～22歳までの者））について、例えば、現行民法の法定代理人である親権者による未成年者取消権を上回る保護制度を設けることは、前述したとおり、本来は成人として自由な取引が認められるべき若年成人の自己決定権に対する過度の制約になることに加え、これらの者と取引をする事業者に対する新たな規制となるという意味で、過剰規制につながるため、やめるべきである。

- ▼ また、若年成人を保護するための新たな制度の制定は、健全な事業者に対する無用かつ過剰な規制となり、消費経済活動への悪影響が懸念される。
- ▼ よって、若年成人の保護においては、既存の法制度の執行強化に重点がおかれるべきであり、若年成人を保護するための新たな制度の導入の必要性は存在しない。

以 上